

## 金沢シビックテック推進協議会規約

### (目的)

第1条 シビックテックの推進を図ることで、金沢市において、市民や行政のニーズに即した地域課題の解決につながるアプリケーションやサービスが提供されるようになることを目的とする。

### (業務)

第2条 金沢シビックテック推進協議会（以下「協議会」という。）は、次の業務を行う。

- (1) シビックテックの活動推進
- (2) シビックテックの人材育成事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

### (役員)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に監事を置き、金沢市会計課長をもって充てる。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の仕事)

第4条 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (協議会)

第5条 協議会は、毎年会長が必要に応じて開催し、会長が議長となる。

2 協議会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の決定に関する事項
- (3) 事業報告及び決算の認定に関する事項
- (4) その他重要事項

### (事務局)

第6条 協議会は、金沢市市民局市民協働推進課内に事務局を置き、協議会の庶務を処理する。

### (収支)

第7条 協議会の収入は、金沢市からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

### (会計期間等)

第8条 協議会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。